

## 第6章

# 地震・津波災害対策計画



## 第6章 地震・津波災害対策計画

本計画は、住民生活に重大な被害をもたらすおそれのある大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民等のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

### 第1節 被害の想定

#### 1 津波の特性

(1) 津波には、地震の前ぶれを伴う場合と、地震の震源地が遠距離で、地震の前ぶれがない場合がある。

また、津波来襲前には、異常な潮位の変化が見られる場合もあるが、突然津波が来襲することもある。

(2) 一般的に沿岸域ほど津波の高さが急激に高くなりますが、海底の地形や沿岸の形などの影響を受け、陸上においても標高や障害物の有無により大きく変化する。

#### 2 地域の概況

本町の沿岸域は、浜中湾と琵琶瀬湾及び太平洋に面しており、陸繋砂州の部分が多く、津波や高潮、波浪の被害を受けやすい地形である。

昭和35年5月24日のチリ地震津波の来襲を契機に津波防災対策として、防潮堤等の設置が進められ、高さ5.3m総延長約17kmが完成し、この防潮堤により沿岸地域の住民は津波、高潮、波浪による災害の不安や恐怖心は和らいでいるが、平成17年9月施行の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び平成18年3月に北海道が作成し、公表した「500年間隔地震等の津波シミュレーション」により本町地域でも甚大な被害が予想されている。

さらに、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、揺れは震度3で被害はなかったが、大津波警報が発表され、1960年（昭和35年）のチリ沖地震津波以降最大規模の大津波が20波以上（気象庁発表津波高：霧多布港最大2.6m）押し寄せ、港湾、漁港関連共同利用施設、養殖施設、漁船、漁具、水産加工場他甚大な被害を受けた。住宅地については、改修工事中の防潮堤の一部分からの越波による床上浸水が1棟あったが、他に被害はなかった。

### 3 新たな津波浸水予測

北海道は、2012年（平成24年）6月28日、東日本大震災の教訓を踏まえ、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定した。その中で、浜中町は今までの「500年間隔地震津波」の想定（火散布での遡上高：10.7m）を大きく上回る津波高（琵琶瀬34.6m、渡散布30.6m、藻散布27.2m等）が公表され、町内ほとんどの沿岸最大水位が約15mを越えるとされており（榊町14.8m～琵琶瀬34.6m）、更に7月27日に津波遡上高を追加公表し、浜中町では最大43.8m（琵琶瀬）まで津波が遡上すると想定している。

これは、1993年（平成5年）7月12日発生の北海道南西沖地震津波の遡上高30.6m（奥尻島）、2011年（平成23年）3月11日発生の東日本大震災での最高遡上高40.5m（宮城県宮古市）を上回る予想となっている。

なお、この想定津波を引き起こす地震の大きさは、東日本大震災の地震の大きさ（マグニチュード9.0）を上回る、マグニチュード9.1が想定されているが、その被害想定についても現在北海道が検討中である。

### 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型（500年間隔）地震の想定

#### （1）地震の想定

本町に多大な被害を及ぼすと考えられる地震として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が上げられるが、本計画を作成する条件として、平成6年10月4日の北海道東方沖地震を上回る地震・津波の規模として想定され、500年間隔地震につぐ津波の大きさとして想定されている「根室沖・釧路沖の地震・津波」の規模（震源地：根室沖・釧路沖の地震、マグニチュード8.3、震度6強、津波高6.4m）を想定する。

#### （2）津波による被害の想定

| 想定項目<br>〔（構造物の効果無し）とは、防潮堤等が決壊等して役に立たなかった場合を指す。〕 |       | 根室沖・釧路沖地震<br>（構造物の効果なし） | 500年間隔地震<br>（構造物の効果なし） |
|---|-------|-------------------------|------------------------|
| 人的被害（冬季）  | 死者数   | 12                      | 57                     |
|   | 重傷者数  | 100                     | 149                    |
|   | 中等傷者数 | 242                     | 361                    |
| 人的被害（夏季）  | 死者数   | 13                      | 57                     |
|   | 重傷者数  | 89                      | 143                    |
|   | 中等傷者数 | 215                     | 345                    |
| 建物被害（単位：棟）                                      | 全壊    | 42                      | 723                    |
|   | 半壊    | 85                      | 346                    |
|   | 床上    | 178                     | 179                    |
|   | 床下    | 591                     | 46                     |

※北海道による津波シミュレーション及び被害想定調査業務（北海道太平洋沿岸東部・中部）による。（平成18年3月）

## 第2節 地震・津波災害予防計画

### 1 防災訓練計画

町は、大規模な地震・津波に対する円滑な災害応急対策が行えるよう、関係機関と共同で行うなど防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発、防災意識の向上を図ることを目的とした防災訓練を実施する。実施に当たっては、「第4章 第8節 防災訓練計画」によるが、特に沿岸住民との連携による、大津波を想定した避難訓練を重点的に実施するものとする。

### 2 津波災害予防計画

津波を防御することはきわめて困難なことであるが、この予防策として過去の被害状況や道が調査研究し公表した「津波危険予想シミュレーション」などを参考にして、町は、防潮堤の改良促進、更に嵩上げ、水門等の改良促進及び迅速な閉鎖、津波からの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の整備拡充、避難所表示板、船舶への避難海域や、防災行政無線など住民等への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民及び船舶が迅速な避難行動がとれるよう日頃から避難方法などの防災意識の普及啓発や防災知識の普及に努めるものとする。

### 3 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

#### (1) 震災予防対策

ア 地震発生時における火災発生 of 未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて、防火思想の高揚に努める。

イ 火気用設備・器具からの出火防止を周知徹底する。

ウ 住民、自主防災組織等による初期消火、避難等の初期体制を確立する。

火災の拡大防止を図るため、火災予防行事等を通じて、消火器具の使用 method、消火技術を指導する。

また、町内会・自治会、事業所、学校、施設等による防災訓練、防火訓練の実施を推進する。

#### エ プロパンガスの安全対策

関係機関との連携により、実態把握、配管の耐震化、転倒防止装置、安全装置の普及、指導強化に努める。

#### オ 危険物の安全対策

燃料、薬品等の配置、保管などの実態把握に努め、これらの施設等からの出火防止について指導を強化する。

#### 4 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりとする。

##### (1) 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

##### (2) 既存建築物の耐震化の推進

現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さない既存建築物の耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、浜中町耐震改修促進計画を策定し、指導、助言を行う。

##### (3) 被災建築物の安全対策

町は、被災宅地危険度判定士認定制度を活用し、判定士による危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

#### 5 食糧等の調達、確保及び防災資機材等の整備

地震・津波災害時における食糧、飲料水等の調達、確保については、「第5章 第5節 食糧供給計画」に定めるところによる。

また、町内の主な指定緊急避難場所や指定避難所に、非常用食糧、飲料水、毛布等を備蓄し、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。

#### 6 避難行動要支援者の安全対策計画

地震・津波災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等が被害を受ける場合が多いことから、町及び関係機関は、避難行動要支援者を安全に保護するため、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡態勢、避難誘導體制等の防災体制の整備に努める。

対策の実施にあたっては、「第4章 第9節 避難行動要支援者等対策計画」に定めるところによる。

#### 7 地震・津波に関する防災知識の普及、啓発

地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、訓練、研修を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及、啓発を図り、防災活動の的確、円滑な実施に努める。

特に、児童・生徒等に対する防災教育を積極的に推進するため、各学校において地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を図る。

また、防災知識の普及、啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

### 8 自主防災組織等の育成及び活用計画

町長は、防災思想の普及とともに、自主防災組織等の設立を積極的に働きかけ、その組織強化及び育成指導を図るものとする。

また、災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長が災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織、自主防災組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

### 第3節 地震・津波災害応急対策計画

#### 1 組織及び活動

##### (1) 災害対策本部の設置

本町を含む地域において、想定する規模の地震が発生した場合、あるいは次に定める状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、本庁舎内に災害対策本部を設置する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 本町を含む地域で震度5弱以上の地震が発生したとき。

ウ 本町を含む沿岸に津波警報が発表されたとき。

##### (2) 非常招集配備体制

町長、副町長、防災対策室長等は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

休日、夜間等の勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合は、職員は公共放送等の災害情報の聴取に努め、非常連絡を待つことなく速やかに登庁し、それぞれの部署に着くものとする。

#### 地震・津波に係る非常配備に関する基準

| 区分           | 種別       | 配備時期   | 配備内容   |
|--------------|----------|--|--|
| 連絡体制対策本部の設置前 | 情報連絡体制   | 1 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。<br>2 その他町長が必要と認めたとき。                                | 1 釧路气象台その他関係機関と連絡を取り、情報の収集、伝達、連絡のため、防災対策室長、防災係長、防災担当係等の少数（2～3名程度）の人数をもってあたる。<br>2 状況により速やかに関係課長等、町民、関係機関へ周知、連絡することができ、次の第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。 |
| 災害警戒本部設置     | 第1非常配備体制 | 1 本町を含む地域で震度4の地震が発生したとき。<br>2 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。<br>3 その他町長が必要と認めたとき。 | 1 釧路气象台その他関係機関と連絡を取り、情報の収集、伝達、連絡のため、副町長及び総務対策部、災害応急対策部、防災ステーションの内、防災対策室長、防災係長、防災担当係等の少数の人数をもってあたる。   |

| 区分         | 種別       | 配 備 時 期  | 配 備 内 容   |
|------------|----------|--|---|
|            |          |  | <p>2 津波注意報が発表された場合は、1の要員及び防災ステーション水門班</p> <p>3 その他状況に応じて、町長が非常配備を命じた者</p> <p>4 状況により速やかに関係課長等、町民、関係機関へ周知、連絡することができ、次の第2非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。</p>   |
| 災害対策本部の設置後 | 第2非常配備体制 | <p>1 災害の発生が予想される場合又は局地的な災害が発生した場合</p> <p>2 本町を含む地域に、震度5弱・5強の地震が発生したとき。</p> <p>3 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。</p> <p>4 その他必要により本部長（町長）が、当該非常配備を命じたとき。</p> | <p>1 津波警報が発表されたときは、全職員が参集し、各部の所定の行動を速やかに開始する。〔津波警報発表後速やかに海岸地区住民に対し本部長（町長）より避難勧告が発令される。〕</p> <p>2 津波警報が発表されない場合は関係各部の所要人員で、情報収集及び連絡活動を円滑に行える体制（5～15名程度）<br/>他の職員は自宅待機等で連絡が速やかにとれる体制</p>                      |
|            | 第3非常配備体制 | <p>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において本部長（町長）が当該非常配備を命じたとき。</p> <p>2 本町を含む地域に、震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>4 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。</p>       | <p>1 全職員参集</p> <p>大津波警報が発表された場合は、全職員が参集し、各部の所定の行動を速やかに開始する。<br/>〔大津波警報発表後速やかに海岸地区住民に対し本部長（町長）より避難指示（緊急）が発令される。〕</p> <p>ただし、大津波到達予想まで時間的な余裕がないなど、参集する際の経路等が危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路等の安全を確認してから参集する。</p> |

※ 職員の自主参集基準は、「第2章 第2節 災害対策本部」の別紙1によるものとする。

(3) 活動

各部員は、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、それぞれの活動を開始する。

ア 津波の発生のおそれがある場合は、本部長（町長）の判断で海岸地区住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、あらゆる手段（防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ他）を用いて、地域住民及び船舶に伝達する。

なお、北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合は、町長の判断に基づき、海岸地区住民に対し速やかに避難勧告、大津波警報が発表された場合は、避難指示（緊急）を発令する。

潮位観測については、霧多布港湾設置（釧路開発建設部根室港湾事務所設置）の潮位観測装置のデーターを利用する。

イ 各部員は、被害状況の調査、人命の安全確認及び確保を、重点的に行い、状況に応じて応急活動に当たるものとする。

ウ 消防機関にあつては、地震による二次災害の防止、津波避難誘導他、「第4章 第6節 消防計画」に基づき、地震後、津波後の火災発生、拡大防止を図るものとする。

2 地震・津波情報の伝達計画

(1) 地震に関する情報

釧路根室管内で震度4以上の地震を観測した場合、速やかに北海道の防災情報ネットワーク及び気象庁からの情報を受信後、町防災行政無線で自動放送（屋外拡声器、全世帯の戸別受信機）により地震発生情報を町内に伝達する。

その後、状況に応じて、職員参集後、防災上必要に応じて、震度情報、災害情報、道路情報等を手動による音声放送で町内に情報伝達する。

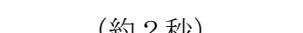
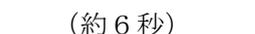
また、技術的（時間的）に可能になれば、必要に応じ「緊急地震速報」についても、町防災行政無線で速やかに町内に伝達できるよう努めるものとする。

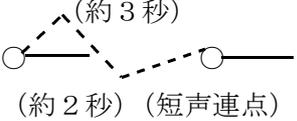
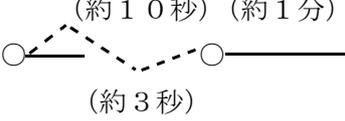
(2) 津波に関する情報

ア 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報、警報が発表された場合、速やかに北海道の防災情報ネットワーク及び気象庁からの情報を受信後、町防災行政無線で自動放送（屋外拡声器、全世帯の戸別受信機）により地震発生情報を町内に伝達する。

その後、状況に応じて、職員参集後、防災上必要に応じて、避難勧告、避難指示（緊急）、災害情報、避難道路情報等を手動による音声放送で町内に随時情報伝達する。

イ 津波注意報・津波警報の標識（浜中消防署）

| 標識の種類   | 標 識  |   |
|---------|--|---|
|         | 打 鐘 信 号  | サイレン信号  |
| 津波注意報標識 | (3点と2点との班打)<br> | (約10秒)<br><br>(約2秒)<br> |
| 津波警報標識  | (2点)<br>        | (約5秒)<br><br>(約6秒)<br>  |

| 標識の種類           | 標 識   |  |
|-----------------|---|--|
|                 | 打 鐘 信 号   | サイレン信号   |
| 大津波警報標識         | (連点)<br>         | <br>(約3秒)<br>(約2秒) (短声連点) |
| 津波注意報及び津波警報解除標識 | 1点2個と 2点との班打<br> | <br>(約10秒) (約1分)<br>(約3秒) |

※鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(3) 町防災行政無線による地震発生情報及び津波注意報、津波警報の自動放送（全町一斉：緊急音量）

ア 地震発生情報

《 釧路・根室管内で震度4の地震が発生（観測）した場合》

チャイム音：低から高へ「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中」「こちらは防災浜中」

「ただ今、釧路・根室管内で震度4の地震がありました。」

「火の元を確認し、今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音：高から低へ「ド・ミ・ソ・ド」

《 釧路・根室管内で震度5弱以上の地震が発生（観測）した場合》

チャイム音：低から高へ「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」

「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」 「もう一度繰り返します。」

「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」

「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音：高から低へ「ド・ミ・ソ・ド」

イ 津波注意報・津波警報発表

《北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表された場合》

チャイム音：低から高へ「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」 「もう一度繰り返します。」

「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音：高から低へ「ド・ミ・ソ・ド」

《津波注意報解除の場合》

チャイム音：低から高へ「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音：高から低へ「ド・ミ・ソ・ド」

《北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合》

サイレン音 3秒吹鳴 2秒停止を3回繰り返す

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音「ド・ミ・ソ・ド」

《北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表された場合》

サイレン音 3秒吹鳴 2秒停止を3回繰り返す

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」 チャイム音「ド・ミ・ソ・ド」

《津波避難勧告（指示）が発令された場合》（手動放送：全町一斉：緊急音量）

手動サイレン 3秒吹鳴 2秒停止を3回繰り返す

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「避難勧告（指示）、避難勧告（指示）」

「〇〇〇〇が発表され、●●●●のおそれがあります。

町民の方、海岸線付近の方は、直ちに近くの高台へ避難してください。」

「〇〇〇〇が発表され、●●●●のおそれがあります。

町民の方、海岸線付近の方は、直ちに近くの高台へ避難してください。」

「こちらは防災浜中」 チャイム音「ド・ミ・ソ・ド」

（以降 適宜の時間間隔で繰り返す）

（注）上記文中「〇〇〇〇」、「●●●●」には、適宜言葉を入れること。

（例）「津波警報」が発表され、「津波」のおそれがあります。

「大津波警報」が発表され「大津波」のおそれがあります。

「大津波が予想されています。津波は何回も繰り返し来襲します。警報が解除されるまで自宅には絶対に戻ったりしないでください。」

※その他、随時手動により、緊迫感を持った放送を心がけ、津波情報、避難所情報についても周知し、避難を促す。

### 3 災害情報等の収集・伝達計画

#### (1) 被害状況調査、情報収集活動

地震の発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、直ちに被害状況の調査及び情報収集を行う。

##### ア 地震情報、津波情報の収集

総務対策部は、気象官署が発表する地震情報及び津波情報の受理並びに公共放送の災害情報聴取に努める。

##### イ 被害状況の調査

総務対策部は、全町的な被害状況を速やかに把握するため、各施設等を所管する機関より被害状況、応急活動内容を聴取するものとする。

また、各部班は、直ちに被害状況の調査収集を行い、状況により応急対策にあたるものとする。

特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 人命の危険性

(イ) 人的被害の状況

(ウ) 道路、河川及び橋梁の被害状況

(エ) 火災発生状況及び延焼並びに拡大の危険性の有無

(オ) 危険物施設被害の状況

また、写真班を編成し、全町的な被害状況写真の撮影を行い、記録保存するものとする。

ウ 災害対策本部で把握した被害状況は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき、速やかに知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

#### (2) 通信連絡体制

通信連絡の方法は、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところにより実施するほか、下記によるものとする。

ア 町防災行政無線を火災延焼等から守り、広報通信手段の確保を図る。

イ 各関係機関の所有する移動無線、携帯無線、アマチュア無線等を動員して、有効適切な通信連絡体制を確保する。

ウ 有線電話不能地域の災害状況を把握するため、町防災行政無線の相互通信設備の拡充、衛星電話の普及他、二輪車、四輪駆動車等の機動力を動員し、連絡体制の確保を図る。

エ 北海道総合通信局、NTT、アマチュア無線団体等関係機関へ、非常通信の取扱を要請する。

オ 必要に応じ、関係放送局に、災害に関する通知、要請等の放送を依頼する。

#### 4 災害広報計画

被害地域の混乱防止、人心の安定を図るため、一般住民に対し、迅速かつ適切に、地震、津波情報、災害情報、復旧対策情報などの広報活動を実施する。

(1) 防災行政無線、広報車、公用車両等の諸設備は、突発事においても直ちに使用できるよう平常時から、定期点検、給油等の整備点検を行い、万全を期するものとする。

(2) 広報内容

ア 地震又は津波発生直後の広報

(ア) 地震に関する情報

(イ) 災害に関する情報

a 火災、水道又は下水道被害状況（発生箇所、避難の指示、断水等使用不可能地域等）

b 通信状況（通話規制の状況、通話不可能の区域及び開通見込み情報）

c 道路交通状況（交通機関運行状況、道路交通規制状況、不通箇所及び復旧見込み状況）

d 電力等の生活関連施設の被害状況、復旧見込み状況

(ウ) 救急医療体制に関する事項

a 災害救急病院、救護所等開設の状況

(エ) 住民及び船舶避難に関する事項

a 避難の必要性

b 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項（避難所の位置、名称、経路等の指示）

(オ) 地震に関する注意事項

a 火気、ガス等の点検及び電気の使用について

b 緊急通報先及び手段について

c 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(カ) 町ほか関係機関の応急活動体制及び活動状況

イ その他の広報事項

(ア) 災害に関する情報（経過及び状況）

(イ) 復旧活動の状況

(ウ) 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項（避難所の位置、名称、経路等）

(エ) 応急物資の支給、配給等に関する事項

a 給食、給水等の実施状況（供給日時、場所、量、対象者）

b 衣料及び日常生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者）

c 仮設トイレの設置状況、簡易トイレの供給状況（設置日時、設置数、供給日時、対象者等）

(オ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

ウ 広報の方法

町防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等必要と思われる各種媒体を利用して、広くまんべんなく伝わるよう、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

エ 広聴活動

本部長（町長）（担当：避難対策部）は、災害の状況がおおむね判明し、被災者の不安又は要望に対応する必要があると認められる場合は、広聴体制を確立、確保し、防災機関及び他の部署の協力、連携により広聴活動を実施する。

（ア）被災者総合相談窓口の設置

被災者のための総合相談窓口を設置し、災害復旧対策に係る（他機関に係る関係事項を含む）相談にあたる。

この場合、必要な関係部署又は関係機関の職員の相談窓口への派遣を要請するものとする。

なお、総合相談窓口に出向いてこられない方への配慮を講じ、状況に応じて、関係者は、出向いて相談に応じる体制も作る。

（イ）要望等の処理

総合相談において聴取した要望、相談については、関係部署又は関係機関へ連絡し、調整のうえ、適切な処理に努める。

## 5 避難・救出計画

地震・津波の発生により、多数の住家全壊（焼）、半壊（焼）等により住家を失い、火災が発生、拡大、延焼し、又は津波による危険が切迫している状況にある住民、船舶を適切かつ円滑に避難させることを目的とする。

（1）避難勧告又は避難指示（緊急）

ア 地震又は津波に伴う災害で、地域的に住民及び船舶に危険が切迫していると認めた場合、危険予想地域の住民及び滞在者の生命及び身体を保護するため、速やかなる立ち退きを勧告又は指示をする。

イ 津波警報が発表された場合又は津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があると判断される地震を覚知したときは、災害対策本部は直ちに海岸地区住民及び滞在者、船舶に対し避難勧告を行い、状況により避難指示（緊急）に切り替えるものとする。

ウ 避難勧告及び避難指示（緊急）は町長が行うものとするが、津波警報が発表された場合は、海岸地区住民及び滞在者、船舶への津波被害のおそれがあると予想されることから、平常時からの町長の命により、防災対策室担当者及び総務対策部の担当者は、津波警報が発表されたときは避難勧告、大津波警報が発表されたときは避難指示（緊急）を直ちに発令し、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したことを住民周知、広報することとする。

なお、夜間休日等で、町職員が災害対策本部への参集に時間がかかっている場合等で、住民周知、広報が遅れていると判断した場合、浜中消防署は、津波警報、大津波警報が発表されたことを覚知した場合、直ちに避難勧告若しくは避難指示（緊急）が発令されたことを町防災行政無線で住民周知、広報するものとする。

また、現に危険が切迫し、緊急を要する場合においては、「第5章 第4節 避難救出計画」に示す避難実施責任者が立ち退きを指示することができる。

(2) 事前避難（避難準備・高齢者等避難開始）の推進

地震により火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対し事前に避難の準備、避難場所及び海域、避難の方法等を周知徹底する。

なお、避難行動要支援者に対しては、避難対策部が、地域住民、福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、事前避難を速やかに開始するものとする。

(3) 避難誘導等

ア 避難先は、原則として町が各地区ごとに指定した指定緊急避難場所とするほか、津波災害から身を守ることができると思われる最寄りの高台へ避難する。

なお、避難の方法は、基本的に、車輜での避難は、道路の破損、建物の倒壊、渋滞などのおそれがあり、また、緊急車両の妨げとなる場合もあることから、徒歩で避難することとするが、高齢者、身障者等で歩行が困難な方を支援する場合は、交通安全に注意し、車を利用して一刻も早く避難すること。

また、地震に対する安全性が建築基準法の規定に適合し、津波の威力にも耐えられる施設（避難タワー等）の建設若しくは救命艇の整備等、地域の特性や人口等を考慮した避難方法を検討する。

イ 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官及び海上保安官がこれにあたる。

また、避難誘導に当たる者の危険を回避するため津波到達時間などを考慮した避難誘導を行う。

ウ 避難立ち退きの誘導については、高齢者、乳幼児、身障者、傷病者等を先に行い、避難誘導をする者は、適宜適切な指導に努める。

エ 避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合又は住民が避難を開始した場合は必要に応じて、速やかに職員を配置し、避難者の受入、収容体制を確保する。

オ 避難立ち退きにあたっては、避難者は自己の責任で避難することを原則とする。

ただし、避難者が自力で立ち退き不可能な場合においては、車輜等を利用し避難のための支援、移送を行う。

(4) 救出対策

ア 救出、救助活動は、原則として消防職員、消防団員を主体として実施するが、地震発生時においては、火災等の同時多発が予想され、消防機関を主体とした救助が困難になることが予想されるため、その場合、可能な限り町職員並びに住民等による自主的な救助活動を行うものとする。

イ 震災により緊急に救出救助を要する住民があることを察知した場合は、火災の発生状況等を勘案し、消防機関に救助活動を依頼するとともに、関係機関等（警察官並びに海上保安官及び自衛隊）に協力を要請し、救出救助を実施する。

## 6 地震火災等対策計画

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の多発及びこれに基づく延焼等によるものであることから、この火災発生、拡大を最小限にくい止めることが重要である。

消防活動は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

### (1) 震災警防対策

#### ア 非常参集

非常職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれ所属場所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

その参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故等の状況により、消火、救助等の活動が可能か自己判断し、適切な処置をとること。

#### イ 消防通信連絡体制

情報の収集及び伝達を迅速確実に行うため、消防本部と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶又は輻輳したときは、無線通信の活用又は車輛、人力等の伝令により速やかなる連絡体制を確保する。

#### ウ 消防部隊の体制

消防部隊は、事前に定められた警防部隊出動計画に基づき出動する。

#### エ 火災防御対策

##### (ア) 初動時の措置

- a 消防庁舎の倒壊又はシャッター操作不能のおそれがある場合は、直ちに消防車輛、救急車両を屋外等の安全な場所へ移動を行う。
- b 庁舎内の火気、ガス、電気及び危険物施設等の点検を行い、庁舎の保安に努める。
- c 町内の火災発見にあたりとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の情報収集にあたる。
- d 大きな災害が予想される場合、災害対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認及び確保を行う。

##### (イ) 火災防御活動

- a 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所及び避難経路確保の防御を行う。
- b 同時に複数の延焼火災が発生した場合、重要かつ危険度の高い地域を優先し、防御にあたる。
- c 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災が鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行う。
- d 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建物密集地域への延焼防止を優先する。

##### (ウ) 被災者の救急対策

災害のため、生命身体が危険な状態にある者に対し、関係機関と緊密な連携のもと、迅速かつ的確な救助救急活動を行い、その万全を図る。

- a 規模が同じ程度の救助救急を必要とした事例が発生した場合は、火災現場及びその付近を優先する。

- b 同時に多くの救急を必要とする事象が発生した場合は、要救助者が多数の現場を優先する。
- c 応急処置は、重傷病者を優先して行い、軽傷者は出来る限り自主的な処置又は近くの健常者に救護を依頼する。
- d 火災が少なく、救助救急を必要とする事象が多い場合は、早急に消防隊をもって応急救助隊を編成し、救助救急活動体制の強化を図る。
- e 負傷者が多数発生した場合は、関係機関（医療班、保健班、医師会）と連携の上、応急救護所を開設し、医師、看護師等の要請、負傷者に対する救急資材の交付等により応急処置にあたる。

(エ) 関係機関への要請等

- a 負傷者が多数発生し、消防機関だけでは対応が困難と認められる場合は、災害対策本部を通じ、道、自衛隊等の機関に協力要請を行い、対応を図る。
- b 多数の負傷者が発生し、医療機関に収容することが不可能の場合は、災害対策本部を通じ、仮収容所を確保する。
- c 負傷者の応急措置に必要とする救急資機材に不足が生じたときは、災害対策本部を通して資機材の確保を図る。

(2) 危険物（石油類及び薬品）

- ア 町長は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、立ち入り禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対し避難立ち退きの勧告又は指示を行う。
- イ 火災防御は、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車等の派遣要請を行う。
- ウ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- エ 漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置し、安全を確保する。

## 7 津波災害応急対策計画

この計画は、津波注意報、津波警報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策について定めるものとする。

(1) 津波警戒体制の確立

- ア 札幌管区気象台の発表する津波注意報によるほか、強い地震（震度4弱以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れる地震を感じたときには、津波の来襲に備え、警戒態勢をとり、海岸線等で作業している者、釣り客等に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制を取れるよう住民周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達に努めるものとする。

(2) 住民等の避難、安全確保

津波警報が発表された場合若しくは海面の異常などで津波の発生が予想された場合、町長は直ちに住民等への避難の勧告又は指示を行う。

(3) 船舶の避難

- ア 町長は、釧路海上保安部、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合と連絡協議の上、港内あるいは沿岸で操業、航行中の船舶に対し、避難の勧告又は指示を行う。
- イ 船舶が避難勧告又は指示を受けた場合は、人命の安全を最優先にし、なおかつ、津波来襲までに時間的余裕がある時は、水深100m以上の海域に避難するか又は船舶の流出防止措置を講ずるなどの、二次災害の防止に努めるものとする。

**8 交通応急対策計画**

この計画は、地震・津波発生に伴う、道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関して定めるものとする。

(1) 交通応急対策の実施

- ア 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに地域住民等へ周知、広報し、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。  
この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 交通規制の実施

- ア 道路管理者及び厚岸警察署長は次の方法により交通規制を実施するものとする。
  - (ア) 交通規制を実施するときは道路標識等を設置する。
  - (イ) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官によりこれを行う。
  - (ウ) 関係機関との連携  
道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

(3) 海上における交通規制

釧路海上保安部長及び港湾管理者、漁港管理者は相互に緊密な連携を図り、関係機関の協力を得て、海上交通の安全を確保するために必要な船舶交通の制限等の措置を講ずる。

**9 輸送計画**

輸送計画は、「第5章 第14節 輸送計画」に定めるところによる。

**10 食料供給計画**

食糧供給計画は、「第5章 第5節 食糧供給計画」に定めるところによる

### 11 給水計画

給水計画は、「第5章 第7節 給水計画」に定めるところによる。

### 12 衣料・生活必需品供給計画

衣料・生活必需品供給計画は「第5章 第6節 衣料生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

### 13 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じるため、これらの施設の応急復旧に関する計画を定めるものとする。

#### （1）上下水道施設対策計画

上下水道施設対策計画は、「第5章 第8節 上下水道施設対策計画」に定めるところによる。

#### （2）電気施設対策計画

##### ア 応急措置

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検をし、早急に停電の解消に努める。

イ 電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消や事故防止に努める。

### 14 医療救護計画

医療救護計画は、「第5章 第9節 医療及び助産計画」に定めるところによる。

### 15 防疫計画

防疫計画は、「第5章 第10節 防疫計画」に定めるところによる。

### 16 廃棄物処理計画

廃棄物処理計画は、「第5章 第11節 清掃計画」に定めるところによる。

### 17 文教対策計画

文教対策計画は、「第5章 第16節 文教対策計画」に定めるところによる。

### 18 住宅対策計画

住宅対策計画は、「第5章 第17節 住宅対策計画」に定めるところによる。

## 19 被災建築物安全対策計画

この計画は、被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者、使用者等に知らせる応急危険度判定の実施に関することを定めるものとする。

### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

ア 町は、町の区域で応急危険度判定を実施するにあたり、災害対策本部の中に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて道の応急危険度判定支援本部へ応急危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等を確保し、応急危険度判定活動を実施する。

## 20 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

## 21 広域応援計画

広域応援計画は、「第5章 第25節 広域応援計画」に定めるところによる。

## 22 自衛隊派遣要請の要求及び派遣活動計画

自衛隊派遣要請の要求及び派遣活動計画は、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

## 23 防災ボランティアとの連携計画

防災ボランティアとの連携計画は、「第5章 第22節 ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

## 24 救助法の適用と実施

救助法の適用と実施については、「第5章 第26節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

## 第4節 災害復旧計画

地震・津波災害に係る災害復旧計画は、「第10章 災害復旧計画」に定めるところによる。